

# 東広島市建設工事総合評価落札方式実施要領第2条第1項ただし書の規定により総合評価落札方式を適用しない工事を定める基準

令和 5年4月1日制定

令和 6年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この基準は、東広島市建設工事総合評価落札方式実施要領第2条第1項ただし書の規定により、総合評価落札方式を適用しない工事を定めるものとする。

(総合評価落札方式を適用しない工事)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当又はこれらに類する工事（いずれも特殊工法がないもの）は、審査会の審査を経た上で、一般競争入札にすることができる。

- (1) 土木一式工事等（水道施設工事、法面工事等を含む。）において施工延長や施工面積を増やした工事
- (2) 土木一式工事等において請負対象設計金額が1億円未満の離れた複数の施工箇所が合冊された工事
- (3) 土木一式工事等において入札不調になった工事を他の工事と合冊した工事
- (4) 建築一式工事等において鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で、特殊工法がない新築、改築、増築又は改修工事
- (5) 電気工事、管工事又は機械器具設置工事等において高額な設備機器等を設置し、工事価格の過半が設備機器等の工事

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。